

国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十五条の四の規定に
基づき、財務大臣が定める割合を定める告示

平成十八年四月二十八日財務省告示第百九十四号

国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十五条の四の規定に基づき、財務大臣が定める割合を次のように定める。

二割(管理の委託の契約において、管理受託者が受託財産から生ずる収益の額から当該受託財産の管理に要した費用の額を差し引いた額の全額を国に納付すべき旨の条件を付す場合は、零)